

国際日本文化研究センター文書決裁規則

平成4(1992)年4月 1日 制 定
令和7(2025)年3月19日 最終改正

(趣旨)

第1条 人間文化研究機構における文書決裁規程第6条の規定に基づく国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における文書の名義及び決裁については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「決裁」とは、この規則の定めるところにより、それぞれの文書について承認を得るべき最終責任者の承認を得ることをいう。

(文書の名義)

第3条 文書の名義は、別段の定めがある場合を除き、別表第1に掲げる区分のとおりとする。

(決裁の原則)

第4条 起案文書は、特に定めるもののほか、名義者の決裁を受けるものとする。

2 接受文書を供閲文書として起案するときは、特に定めるもののほか、受信者の決裁を受けるものとする。

(依命通知)

第5条 特別の命によって通知する文書は、命じた者の決裁を受けるものとする。

(専決)

第6条 別表第2の決裁事項欄に掲げる事項の決裁については、第4条の規定にかかわらず、同表の専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年8月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月5日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月2日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元（2019）年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3（2021）年3月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名 義 者	事 項
機 構 長	1 センターに係る主務官庁等に対する許認可の申請のうち、定型的又は軽易なもの 2 センターに係る法令等に基づき機構長名で行う主務官庁等への協議、申請、報告等のうち定型的又は軽易なもの 3 センターに属する職員の採用、退職、出向及び転籍に関するもの（機関の長並びに管理職手当の支給を受ける事務職員及び技術職員を除く。）
所 長	1 法令等に基づき、所長名をもって行うこととされているもの 2 諸規則等の制定、改廃、重要な公示、告示等に関するもの 3 重要な会議、儀式、行事等に関するもの 4 人事に関するもののうち重要なもの 5 予算に関するもののうち重要なもの 6 評価に関するもののうち重要なもの 7 広報に関するもののうち重要なもの 8 インスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）に関するもの 9 組織、運営、施設の基本方針に関するもの 10 その他所長名を用いることが適当と認められるもの
管理部長	1 法令等に基づき、管理部長名をもって行うこととされているもの 2 所掌事務の連絡調整に関するもの 3 諸調査等の照会、回答等に関するもの（所長名、国際研究推進部長名、情報管理施設長名を用いるものを除く。） 4 管理部の所掌事項のうち、2課以上にわたるもの 5 その他管理部長名を用いることが適当と認められるもの
国際研究 推進部長	1 法令等に基づき、国際研究推進部長名をもって行うこととされているもの 2 国際研究推進部の所管事項のうち重要なもの 3 その他国際研究推進部長名を用いることが適当と認められるもの
情報管理 施 設 長	1 法令等に基づき、情報管理施設長名をもって行うこととされているもの 2 情報管理施設の所管事項のうち重要なもの 3 その他情報管理施設長名を用いることが適当と認められるもの
課 長	主管課の所管事項のうち軽易なもので他の課に関連のないもの

別表第2（第6条関係）

区分	決 裁 事 項	決裁者名義者	専 決 者
共通	1 法令等に基づき所長名で行う主管官庁等への協議、申請、報告等のうち定型的又は軽易なもの	所 長	課 長
	2 所長名、国際研究推進部長名、管理部長名又は情報管理施設長名で行う諸証明のうち定型的又は軽易なもの	所長、国際研究推進部長、管理部長又は情報管理施設長	課 長
	3 所長名、国際研究推進部長名、管理部長名又は情報管理施設長名で行う依頼、照会、通知、回答等のうち軽易なもの	所長、国際研究推進部長、管理部長又は情報管理施設長	課 長
	4 出張依頼に関するもの	所 長	課 長
	5 研究部、国際研究企画室、総合情報発信室又はI R室の職員（副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹、情報管理施設長、国際研究企画室長、総合情報発信室長及びI R室長を除く。）の休暇の承認に関するもの	所 長	副所長（人事を担当する者）、国際研究企画室長、総合情報発信室長又はI R室長
	6 課長の休暇に関するもの	所 長	管理部長
	7 管理部職員、国際研究推進部職員、情報管理施設職員（管理部長、課長を除く。）の休暇の承認に関するもの	所 長	課 長

区分	決 裁 事 項	決裁者名義者	専 決 者
総 務 課	1 公印の作成、改刻及び廃止に関するもの	所 長	管理部長
	2 運営会議の開催通知に関するもの	運営会議議長	所 長
	3 儀式又は行事に関するもののうち定型的又は軽易なもの	所 長	総務課長
	4 職員の昇給に関するもの	所 長	総務課長
	5 職員の本給月額及び本給の改定等の協議に関するもの	所 長	総務課長
	6 職員の初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定に関するもの	所 長	総務課長
	7 職員の出張（教員の研修を含む。）に関するもの	所 長	総務課長
	8 常勤職員の週休日の振替え、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関するもの	所 長	総務課長
	9 職員の勤務評定（教員及び管理部長を除く。）に関するもの	所 長	管理部長
	10 職員のレクリエーション及び健康診断に関するもの	所 長	総務課長
	11 職員（所長を除く）の兼業に関するもの	所 長	総務課長
	12 職員の研修に関するもの	所 長	総務課長
	13 非常勤職員（寄附研究部門教員を除く。）の任免、給与に関するもの	所 長	総務課長
	14 職員の共済組合長期給付及び退職手当に関するもの	所 長	総務課長
	15 非常勤職員の退職手当に関するもの	所 長	総務課長
	16 職員の労働災害補償に関するもの	所 長	総務課長
	17 職員の財形貯蓄に関するもの（金融機関との契約に関するものを除く。）	所 長	総務課長
	18 職員の社会保険及び労働保険に関するもの	所 長	総務課長
	19 人事記録に関するもの	所 長	総務課長
	20 諸謝金の給付決定に関するもの	所 長	総務課長
	21 源泉徴収に関するもの	所 長	総務課長
	22 年度計画に関するもの	所 長	総務課長
	23 中期計画に関する調査・報告のうち、軽易なもの	所 長	管理部長
	24 業務実績報告書に関するもの	所 長	総務課長
	25 研究活動等状況調査に関するもの	所 長	総務課長

26	大学ポートレートに関するもの	所 長	管理部長
27	中期目標・中期計画期間の評価に関する調査・報告のうち、軽易なもの	所 長	総務課長
28	外部評価委員長名で行う依頼、照会、通知、回答等のうち定型的又は軽易なもの	外部評価委員長	管理部長
29	個人情報保護に関するもの	所 長	管理部長
30	情報公開に関するもの	所 長	管理部長
31	総合情報発信室に関連するイベント等の実施に関するもの	所 長	総合情報発信室長
32	総合情報発信室に関連する学術出版物及び広報刊行物に関するもの	所 長	総合情報発信室長
33	IRにかかる調査、報告等のうち軽易なもの	所 長	総務課長
34	その他所掌のうち定型的及び軽易なもの	所 長	総務課長

区分	決 裁 事 項	決裁者名義者	専 決 者
財 務 課	1 定例的予算・決算関係調書に関するもの	所 長	管理部長
	2 経常的予算要求関係資料に関するもの	機構長	管理部長
	3 資産の取得、管理及び処分に関するもの	所 長	財務課長
	4 物品の無償貸付及び譲与に関するもの	所 長	管理部長
	5 特定調達契約の公示に関するもの	機構長	財務課長
	6 宿舍の使用貸借手続に関するもの	所 長	財務課長
	7 宿舍の入退去に関するもの	機構長又は所長	財務課長
	8 営繕・施設工事又は施設の維持管理に 関し、関係法令に基づく届出、協議、許可申 請、報告等に関するもの	機構長又は所長	財務課長
	9 施設・設備に関する調査、報告等のうち 軽易なもの	機構長又は所長	財務課長
	10 模様替、修繕等に関するもののうち軽 易なもの	機構長又は所長	財務課長
	11 その他所掌のうち定型的及び軽易な もの	機構長又は所長	財務課長

区分	決 裁 事 項	決裁者名義者	専 決 者
研 究 協 力 課	1 共同研究員の委嘱に関するもの	所 長	研究協力課長
	2 外来研究員の受入れに関するもの	所 長	研究協力課長
	3 共同研究会の開催に関するもの	所 長	研究協力課長
	4 研究相談に関するもの	所 長	研究協力課長
	5 文部科学省科学研究費補助金の申請等に関するもの	所 長	研究協力課長
	6 文部科学省科学研究費補助金の採択等に関するもの	所 長	管理部長
	7 研究助成に関するもの	所 長	研究協力課長
	8 若手教員の海外派遣等に関するもの	所 長	管理部長
	9 シンポジウム等の開催に関するもの	所 長	管理部長
	10 寄附金の受入れに関するもの	機構長	研究協力課長
	11 その他所掌のうち定型的及び軽易なもの	所 長	研究協力課長

区分	決 裁 事 項	決裁者名義者	専 決 者
情 報 管 理 課	1 公開データベースの利用申請に関するもの	所 長	情報管理施設長
	2 他機関発行資料の寄贈依頼に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	3 他機関所蔵資料利用依頼に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	4 所蔵資料の利用申請に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	5 他機関との資料の貸借に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	6 文献複写に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	7 国立情報学研究所目録所在情報サービスの利用に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	8 機関リポジトリに関すること	情報管理施設長	情報管理課長
	9 電子情報システムの利用申請に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	10 他機関の電子計算機の利用に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	11 他機関のデータベースの利用に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	12 電子計算機のネットワーク利用に関するもの	情報管理施設長	情報管理課長
	13 その他所掌のうち定型的及び軽易なもの	情報管理施設長	情報管理課長